

**「江別市成年後見制度利用促進基本計画」(案)
意見公募(パブリックコメント)結果について**

(意見募集期間：令和3年6月7日から令和3年7月7日まで)

令和3年7月

江別市 健康福祉部 介護保険課

意見公募（パブリックコメント）の結果概要

■意見の募集結果

募集期間	令和3年6月7日（月） から 令和3年7月7日（水） まで
提出者数	4名
提出件数	11件

■意見に対する考え方の区分

区分	意見の反映状況	件数
A	意見を受けて案に反映したもの	—
B	案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの	6
C	案に反映していないが、計画の展開にあたって参考等とするもの	4
D	案に取り入れなかったもの	—
E	その他の意見	1
合 計		11

■いただいたご意見の内容と市の考え方（提出いただきましたご意見は、できるかぎり原文のとおり掲載しております。）

番号	意見の内容	市の考え方	区分
1	<p>私の両親はともに現在 85 歳です。息子である私から見て、ここ数年の両親の認知能力の低下は、普段生活していて、目で見えてわかります。成年後見の申し立てができるのは、4 親等内の親族までとされています。私もこの範囲内の親族であれば、本人のことを熟知していて、法的に支援できる制度として信頼できると思います。ただ報道によると、近年親族内における遺残相続をめぐるトラブルが続発しているようです。弁護士によると相続する額が少なければ少ないほど、争いが激しくなるとのこと。そうしたトラブルにこの制度が悪用されないことを願うばかりですが、私は 1 親等になりますので、他人事のようには思えません。行政が果たすべき役割は、制度の詳細な説明を積極的におこなうことであると思います。</p>	<p>支援を必要とする方が安心して成年後見制度を利用できるようにするためには、多くの方々がこの制度を正しく理解することが必要であると考えております。</p> <p>このため、本計画（案）では、適切な制度利用につながるよう、基本施策 2「成年後見制度の利用を支える機能の充実」の施策の展開 2-1 において「広報機能の充実」を図る取組を進めることとしております。</p> <p>今後におきましても、様々な媒体を通じた広報のほか、市民向けの講演会や出前講座の開催など、積極的な周知啓発に努めてまいります。</p>	B
2	<p>地域で支え合える関係の中で、最も安心と安全な制度だと思いません。</p> <p>一般的には、具体的に後見人制度を理解できていない人が多いと思いますので、もっと身近に話を聞ける機会を考えてほしいと思いました。今は子供さんのいない方も多く、不安な先行きを抱えている方も少なくないと思います。</p> <p>小さな単位（少人数）からの話であれば個人の抱えている不安や疑問等の意見も聞けるのではないかとと思います。（個人が話やすい）</p> <p>後見人制度という、大きな取組かつ微妙（デリケート）な部分だと思いますので、私達がもっと身近に感じられる様に、町内会等の仕組みを上手に使ってやっていけたらありがたいと思いました。</p>	<p>本計画（案）では、基本施策 2「成年後見制度の利用を支える機能の充実」の施策の展開 2-1、2-2 において「広報機能の充実」及び「相談機能の充実」を図る取組を進めることとしております。</p> <p>住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための手段のひとつとして、成年後見制度を身近に感じていただけるよう、市民向けの講演会や自治会への出前講座による制度の周知啓発と、公共施設など人が集まりやすい場所での出張相談会の開催など、相談しやすい環境の整備に努めてまいります。</p>	B

番号	意見の内容	市の考え方	区分
3	<p>意見公募に対する懸念</p> <p>■基本計画は、計画立案の経緯・成年後見制度の実態およびその課題ならびに課題対応の施策が記載されているが、成年後見制度の認知度が低い実態に於いて、本計画書を読まれて理解されるのか疑問があり、一体誰を対象として意見公募されるのか疑問が生ずる。</p> <p>■基本計画は、国の基本計画に基づくものであり、一般市民との間では知識レベルに差異がある中で、これを市民が見てご意見をと言われても、あまり関心を持たれないのではと思われる。</p> <p>■成年後見制度を理解するには、専門家を除いては、市民後見人養成講座のような講座を受講しなければ、記載内容に対して意見具申する事には難しいものがあると感ずる。</p>	<p>意見公募（パブリックコメント）は、市の重要な計画、方針等の原案を一定期間広く市民に公表し、市民から意見を求め、提出された意見に対する市の考え方を公表するものであります。</p> <p>本計画（案）の策定においては、用語解説や図示化することで、できる限りわかりやすい内容となるよう努めたところであります。</p> <p>今後におきましても、市民の方々が制度に関心を持っていただけるよう、周知啓発の取り組みを進めてまいります。</p>	E

番号	意見の内容	市の考え方	区分
4	<p>本計画(案)は、作成元の江別市健康福祉部御中に於いて、江別市における成年後見制度の利用実績等について現状分析を実施し、成年後見制度を取り巻く現状と課題ならびに成年後見制度の普及に向けて何をしなければならないかその施策が明確化されていると評価したい。</p> <p>但し、施策をプライオリティ付けして実施に向けて具体的な「実施計画書」を早期に策定し実践する事を期待する。大変失礼ではあるが、策定に於いては、一般的な「5W1H」を基本として頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ When (いつ)/Where (どこで)/Who (誰が)/What (何を)/Why (なぜ)/How (どのように) <p>基本設計書より抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度が十分に利用されていない ・ 成年後見制度についての認知度が低い <p>→これは言い換えると「成年後見制度の知識がない」ことを意味する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度利用に向けた環境整備 <p style="text-align: center;">☞</p> <p>課題の克服</p> <ol style="list-style-type: none"> ①制度の浸透に向けた普及促進 ②速やかに適切支援につながる地域住民や関係機関との連携整備 ③制度利用に向けた環境整備 	<p>本市における成年後見制度利用促進に向けた施策は、本計画(案)に沿って展開していくものであり、施策の具体的取組については、江別市成年後見支援センターをはじめ、各関係機関等と協議しながらPDCAサイクルに基づき、計画的に推進してまいります。</p>	C

番号	意見の内容	市の考え方	区分
5	<p>江別市成年後見制度利用促進基本計画第1期が（令和3年から令和6年度）とあるが、計画ベースで期間が長期すぎるのではないかと？ 江別市地域福祉計画と一体的に取り組む必要性は何故か？</p>	<p>本計画（案）は、成年後見制度の利用促進に関する個別計画であり、地域福祉計画は、地域における高齢者、障がい者、子どもや子育て中の方など各福祉分野の個別計画を含みながら、それらの計画に係る地域福祉の視点や理念・方針・推進の方向性などを明示し、地域における各分野の施策の展開を総括する福祉部門の基本計画であります。</p> <p>本計画（案）は、関連性の高い地域福祉計画と一体的に取り組んでいく必要があることから、第4期江別市地域福祉計画と終期を合わせております。</p>	C
6	<p>江別市成年後見制度利用促進基本計画は、PDCA サイクルの PLAN 段階1の骨格であり、これから策定されるのは PLAN 段階2の「江別市成年後見制度利用促進実施計画」と捉えて宜しいのか？</p>	<p>本市における成年後見制度利用促進に向けた施策は、本計画（案）に沿って展開していくものであり、施策の具体的取組については、江別市成年後見支援センターをはじめ、各関係機関等と協議しながらPDCAサイクルに基づき、計画的に推進してまいります。</p>	C
7	<p>江別市成年後見制度利用促進基本計画後の PDCA サイクルの実施時期が見えず、明確化すべきではないかと？</p>	<p>本計画（案）における「施策の展開」、「点検・評価」、「見直し・改善」の実施については、第5章「計画の推進に向けて」にて、計画期間中において各関係機関等と連携した施策を展開する中で、PDCAサイクルにより各種施策の進捗状況を点検・評価し、その結果に基づいて適宜改善を行うこととしております。</p>	B

番号	意見の内容	市の考え方	区分
8	<p>中核機関設置時における、江別市健康福祉部御中の位置づけと役割は？</p>	<p>国の成年後見制度利用促進基本計画において、中核機関は市町村が設置することが望ましいとされていることから、市の責任において設置し、管理・運営していくこととなります。</p> <p>なお、同機関は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより運営することとされており、本市における運営形態につきましては、関係機関等と協議・検討してまいりたいと考えております。</p>	B
9	<p>「自ら相談や SOS を発信する事が出来ない高齢者や障がい者」等、権利擁護支援が必要な人の早期発見に向けて、江別市「住民基本台帳」より下記の条件に該当する方をシステムを利用して抽出する事は出来ないものか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦2人でかつ高齢者世帯 ・単身世帯でかつ高齢者世帯 ・障がい者世帯 ・避難行動要支援者避難支援制度に登録されている世帯 <p>これを、各自治会別にリストアップするとベストであるが。</p>	<p>権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、迅速な相談・支援につなげるためには、権利擁護支援が必要な方と接する機会が多い民生委員や自治会、福祉・医療関係者及び金融機関などの民間事業者等に対し、成年後見制度の周知啓発を図ることが重要であると考えております。</p> <p>このため、本計画（案）では、迅速かつ適切に制度利用につながるよう、基本施策2「成年後見制度の利用を支える機能の充実」の施策の展開2-1において「広報機能の充実」を図る取組を進めることとしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の取組を進める中で検討してまいりたいと考えております。</p>	B

番号	意見の内容	市の考え方	区分
10	<p>提案事項</p> <p>■推進諸元</p> <p>①“極力早期にPDCAサイクルのPlanの実施計画を策定し、Doの施策の実施を取り進める”事を優先する。</p> <p>②初めから100点を目指すのではなく、実施をしながらCheck、Actionを繰り返しながら取り進める事が重要である。</p> <p>③成年後見制度利用促進を優先的に考える。</p> <p>■推進にあたっての提言</p> <p>①「江別市成年後見制度利用促進実施計画（案）」の策定に当たっては、地域連携ネットワークの構成部署を明確化し、下記を考慮した具体化計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核機関の選定理由 ・協議会メンバー部署の選定とその選定理由 ・各協議会部署の役割と機能 <ul style="list-style-type: none"> →「情報提供」は役割の必須要件として頂きたい。 ・各協議会部署の実務体制（要員数も考慮） ・各協議会部署への費用等 <p>②地域連携ネットワーク構想（案）策定後は、直ちに協議会部署と協力の是非等も含め（案）を個別に提示、説明会を実施し合意形成を図る。</p> <p>この際に、提案に対するご意見はもとより、協議会部署から私どもはここまで協力ができますよと言った提案も頂く事がベスト。</p> <p>③協議会メンバー部署に於いて、最も重要視しかつ絶対的に協力を頂く部署である各地域の<u>自治会</u>との協力協力を重要視されたい。</p> <p>何故ならば、基本計画書の第4章施策の展開「施策の展開1-1」の現状の課題として下記が記載されている事を考慮すると。</p>	<p>本市における成年後見制度の利用促進に向けた体制整備につきましては、本計画（案）に基づき各施策を展開し、PDCAサイクルを実施することで適宜、点検・評価・改善をしながら、関係機関等と連携して推進してまいりたいと考えております。</p> <p>いただいた様々なご提言につきましては、今後取組を進めるうえで貴重なご意見として参考にさせていただき、施策の推進に努めてまいります。</p>	C

番号	意見の内容	市の考え方	区分
10	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護ニーズを把握しにくくなっている。 ・自ら相談やSOSを発信する事が出来ない高齢者や障がい者が多い。 ・権利擁護支援が必要な人の早期発見・早期対応の仕組みづくり… <p>この様な方々は、各地域の自治会の自治会員として於いて生活されている事を鑑みれば、地域の協力無くしては認知度の向上も促進も図られない事は明白である。</p> <p>また、その地域には民生委員ならびにすべての自治会とは言えないが、市民後見人育成講座を受講した「市民後見人」が少なからずおられる。従って、各自治会に対して協力を得て勉強会等を実施し、自治会として必要性を認識して頂き、ひいては自治会独自の促進計画を立案して頂くまでを導いて頂きたい。</p> <p>④中核機関は、基本計画（案）において「江別市成年後見支援センター」をと考えておられるが、下記を考慮して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は、実務者2名、アドバイザー1名（非常駐）となっており、管理責任者は、他部署を見ている様に見受けられる。 ・中核機関として本格的に取り進めるのであれば、今迄以上に業務量は拡大する事を考慮すると「江別市成年後見支援センター」として独立した専念組織として、適正要員を配置し業務遂行されることが必須と考える。 ・「市民後見人」の有効活用も考慮しては如何なものか。 <p>⑤広報機関の充実について</p> <p>基本計画（案）に記載されている現状として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民にあまり理解されていない ・江別市成年後見支援センターの認知度3割 ・成年後見制度に関してどの機関に相談したら良いかわからない約3割とある。 	<p>いただいた様々なご提言につきましては、今後取組を進めるうえで貴重なご意見として参考にさせていただき、施策の推進に努めてまいります。</p>	C

番号	意見の内容	市の考え方	区分
10	<p>市民に関心と普及をしていく基本となる広報機関の充実は、非常に難しい事と理解している。</p> <p>何故ならば、市民個人に於いて置かれている環境が違いかつ世代によって理解力の差が当然ある等を踏まえると、すべてを満足した周知を図る事は出来ないと捉え、基本設計書に記載されている施策を基本として根気よく着実に実施されることが必要と思われる。</p> <p>■全市民に対しては従来通り下記の啓蒙を継続していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット等の作成・配布 →改善点としては、型ぐるしいものでは無く若干漫画テックに！ ・広報えべつ、社協だより、ホームページ等 ・講演会等 →講演会等については、今まで実施された講演会をCD等に落とし関係部署に配布する等、有効活用を図っては！ <p>■事業所ならびに自治会に対しては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会 ・出前講座等 →この2点は、是非とも早期に取り進める事を期待する。 <p>特に、<u>自治会に対しては、早急に権利擁護支援を求めている方に対応するためにも協力を得て促進を図ることが重要である。</u></p> <p>⇒「待つか」OR「攻めるか」どちらのスタンスを取るかで市民に対する認知度は格段に相違が出る事を是非とも考慮して頂きたい。</p>	<p>いただいた様々なご提言につきましては、今後取組を進めるうえで貴重なご意見として参考にさせていただき、施策の推進に努めてまいります。</p>	C

番号	意見の内容	市の考え方	区分
11	<p>成年後見制度（以下制度と称する）がスタートし、20年余が経過した。しかしその制度は必ずしも期待したようには利用はされていない。</p> <p>それには、次のようなバリアがあり、今後それを克服する必要があると思う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 制度に対する認知や理解が不十分である。 2 費用がかかりすぎ被後見人等の自己負担が多すぎる。 3 制度を利用したにもかかわらず被後見人等が虐待を受けたり財産権侵害されるケースも見受けられるとも聞く。 4 成年後見人（市民後見人）等を養成しているにもかかわらず有効活用されていない。 <p>上記のような点が障壁となり制度が定着されていないと考える。</p> <p>その為に、あらゆる機会を通じて、制度および成功事例について紹介し広くPR活動を実施し利用向上に繋げることが急務である（地方行政）。</p> <p>制度利用にかかる費用については、介護保険で吸収し極力個人負担を圧縮する（国）。</p> <p>又、後見人等を選任するにあたり、高潔でありホスピタリティをもった人であること。従って選任する仕組みづくりも必要だ。更に市民後見人であっても財産を管理運営できる知識や力量も兼ね備える必要がある。</p> <p>私としては、もっともっと住民の意見を聴き対応策を講じる必要があると思う。</p> <p>又、折角養成した市民後見人を1人でも多く有効活用して欲しい。</p>	<p>本計画（案）では、本市において成年後見制度の利用促進が図られるよう基本施策2「成年後見制度の利用を支える機能の充実」において、制度の周知啓発や申立費用等の助成、市民後見人の育成・活用について、また、基本施策3「成年後見人等への支援」において後見人への支援体制について取組を進めることとしております。</p> <p>支援を必要とする方が安心して成年後見制度を利用できるよう、今後におきましても、いただいた貴重なご意見を踏まえ、成年後見制度利用促進に向けた施策の推進に努めてまいります。</p>	B